

*3. フルデオキシグルコース F 18 注射薬は、癲癇性発作の病巣と関連するグルコース代謝異常の部位の識別のため、患者のポジトロン放出断層撮影(PET)画像法で表示される。

アンモニア N 13 注射薬

1. アンモニア N 13 注射薬は、疑わしい、または既存の冠状動脈疾患を持つ患者の心筋灌流を評価するために、静止または薬理学的ストレス条件に基づく心筋のポジトロン放出断層撮影(PET)画像法用に表示される。

フッ化ナトリウム F 18 注射薬

1. フッ化ナトリウム F 18 注射薬は、変更された骨形成活動の領域を限定するために、骨の画像解析薬品としてポジトロン放出断層撮影(PET)画像法用に表示される。

PET 安全および有効性告示に発表された FDA の所見と、これらの PET 医薬品に対する以前の FDA 承認に基づいて、上述の表示のためにこれらの PET 医薬品を生産している場合は、これらの製品に対する承認を取得するために、研究を行い、または新しい安全および有効性情報を提出する必要はない。市場化の申請の中で、PET 安全および有効性告示に従って、出版物を、または、これらの医薬品に関する安全性と有効性に関する FDA の決定を参照することのみ必要である。

V. どのような種類の申請を提出すべきか

PET 医薬品に対する承認を求める申請者は、承認を必要とする特定の医薬品と表示によって、NDA または ANDA を提出することができる。本ガイダンスのセクション IV に記述される PET 医薬品に関する NDA は、“Act”的セクション 505(b)(2)に記載されるタイプのものであり、これは一般に、承認のため、他によって実施された研究およびまたは出版物への参照に依存する。

PET 医薬品に関して 505(b)(2) NDA を提出する申請者は、PET の安全性および有効性告示に記載されるように、文献の FDA によるレビューに依存することができ、または一定の表示に関する PET 医薬品の以前の承認に依存することができる。⁵

*アスタリスクの付けられた表示は、以前の PET NDA で承認されている。

⁵ PET 安全および有効性告示は 505(b)(2) NDA の詳細な説明を含む。

ANDA は、通常、FDA によって以前に承認された医薬製品と「同じ」医薬製品に関して提出される。申請者が以前に承認された製品に基づいて ANDA を提出するとき、以前に承認された医薬製品は参照指定医薬品 (RLD) と呼ばれ⁶、RLD と同じである提案製品はジェネリック医薬品と呼ばれる。

FDA 規制 (21 CFR 314.92) は、「同じ」という用語を、ジェネリック医薬品が、その RLD とまったく同じ活性成分、投与形式、強度、投与経路、および使用条件を持つことを意味すると定義している。⁷ 提案される医薬品が一定の方法で RLD と異なる場合は、まだ ANDA を提出することができる。最初に適切性申立書を提出する必要があり、そのため申請が承認されるために必要な時間が長期化する場合がある。製品が RLD の一つと同じである場合を除き、505(b)(2) NDA を提出しなければならないことになるであろう。ジェネリック医薬品が RLD と異なることが許される方法と、適切性申立書を提出する適切な状況については、セクション VI.E. と VII で詳細に説明する。

特定の表示（前セクションのリスト中のアスタリスクの付けられた表示）に関する FDG F 18 注射薬およびフル化ナトリウム F 18 注射薬について承認された NDA があるので、ANDA（製品が承認された製品と同じであり、すでに承認された表示についてのみ承認を求める場合）または NDA（製品がすでに承認された製品と異なり、または 3 つの指定表示のすべてについて承認を求める場合）を提出することができるであろう。FDA は、ほとんどの申請者が 3 つの表示のすべてについて FDG F 18 注射薬の承認を求める予想している。

現時点でアンモニア N 13 注射薬に関する承認済みの NDA はないので、FDA は PET の安全性および有効性告示における “Agency” の所見に基づいて、その PET 医薬製品に関する NDA のみ容認することができる。アンモニア N 13 注射薬に関する申請が承認されると、それは RLD となる可能性が非常に高く、申請者は RLD に基づいて ANDA を提出することができるであろう。

FDA は、このガイダンスで論じられる 3 つの PET 医薬品の各々について、以下の申請タイプを推奨する。

A. FDG F 18 注射薬

ここに記載される 3 つの表示の一つに対して、FDG G18 注射薬に対する NDA が承認されている。しかし、FDA は、ほとんどの申請者が承認への 505(b)(2) NDA ルートを使用して、3 つの表示のすべてについて FDG F 18 注射薬の承認を求める予想している。これらの 3 つの表示に関する NDA が承認されると、ANDA 承認ルートを使用することができる。

⁶ 参照指定医薬品は、「簡易申請の承認を求める際に申請者が依存する医薬製品として FDA によって識別される指定医薬品」として定義される (21 CFR 314.3(b))。FDA は、“Approved Drug Products With Therapeutic Equivalence Evaluations (the Orange Book) (治療法上同等の評価を持つ承認済みの医薬製品)” の中の、ANDA において参照することができる承認された医薬品を記載している。

⁷ 21 CFR 314.94(a)(5)(i)(A) および (a)(6)(i)(A) 参照。

B. アンモニア N 13 注射薬

アンモニア N 13 注射薬に関して、現在、この PET 医薬製品に関して承認された NDA がないため、FDA は NDA のみ受け付けることができる。これは、「PET の安全性および有効性告示」に基づく 505(b) (2) 申請になる可能性がある。アンモニア N 13 注射薬に関する NDA が承認された後は、その製品はアンモニア N 13 注射薬に関する後の ANDA 承認の RLD になるであろう。

C. フッ化ナトリウム F 18 注射薬

リスト中の表示に関するフッ化ナトリウム F 18 注射薬に対して承認された NDA がある。したがって、製品が RLD と同じ場合、この医薬品に関して ANDA を、または、製品が異なる場合は 505(b) (2) NDA を提出することができる（許可される変化に関する詳細についてはセクション VI.E および VIII 参照）。

提出すべき申請のタイプまたは他の PET 医薬品または本ガイダンスで論じられる 3 つの PET 医薬品に関するその他の可能な表示に関する質問については、Division of Medical Imaging and Radiopharmaceutical Drug Products、301-827-7510 に連絡のこと。

VI. 申請提出に関して他に知るべきこと

NDA および ANDA に関する詳細な説明を始める前に、最初に申請の「フォーム FDA 356h」に精通しなければならない。本ガイダンスで取り扱われる各 PET 医薬品に関する単独の付録として、FDA 356h に関するサンプルフォーマットが含まれている。このフォームは、NDA と ANDA の両方について変更することができる。⁴ 本ガイダンスのセクション VII と VIII で、それぞれ NDA と ANDA に関してフォーム FDA 356h を概説する。

このセクションでは、フォーム FDA 356h で必要とされる文書のいくつかについて簡単に説明し、役に立ちそうなその他の情報を提供する。

A. 医薬品マスターファイルとは何か

DMF とも呼ばれる医薬品マスターファイルは、通常、所有物である（すなわち、誰か他の者に所属する）医薬品物質、成分、または容器/封入システムに関する情報を含むファイルである。この情報は、申請者は使用できないが、⁵ 申請者は申請者の NDA または ANDA の一部としてそれが必要になる場合があり得る。フォーム FDA 356h の化学のセクションで、申請者がこの情報の提供を求められることがある。この情報は通常 DMF の主題の供給者または製造者から得られる。

⁴ フォーム FDA 356h はインターネットの <http://forms.psc.gov/forms/fdaforms/fdaform/html> で入手できる。

⁵ DMF に関する規制上の要求事項は 21 CFR 314.420 で見ることができる。

製造者は、その製造者の製品を使用する申請者その他に情報を提供せず、DMF の保持を選択する場合がある。DMF 保持者は、FDA に直接情報を提供する。製造業者が申請者が参照したい DMF を保有する場合、申請者は、承諾書(下記参照)を提供するように製造業者に依頼し、それを申請に含め、申請において参照し、フォーム 356h 上に記載しなければならない。

DMF は以下の領域に関して申請に必要な情報を含む。

- 医薬品物質、医薬品物質の中間生成物、およびそれらの作成に使用される材料、または医薬製品(タイプ II)
- 梱包材料(タイプ III)
- 結合剤、着色剤、フレーバ、エッセンスまたはそれらの作成に使用される材料(タイプ IV)
- FDA に容認される参照情報(タイプ V)

B. 承諾書とは何か

DMF の参照を望む場合は、申請者の申請のレビューの間、FDA がそれらの DMF の情報を参照するための権限を許諾する DMF 保有者からの承諾書が必要である。承諾書は DMF 保有者のレター・ヘッドに書かれており、日付が記入され、自筆の署名がなされなければならない。承諾書には、DMF 保有者の名称、薬品の名称、および DMF 番号が含まれていなければならない。たとえば、ばらの医薬品物質に関する DMF 情報に依存したい場合は、ばらの医薬品物質の各供給源に関して、DMF 保有者によって権限が許諾されなければならない。承諾書が第三者(すなわち、別の企業体、代理人または供給者)によって作成される場合、DMF 保有者は、その第三者に対して、DMF に対する参照を許諾する権限を与える権限を提供しなければならない。

申請者がその代理として行動する代理人またはコンサルタントの使用を望む場合、当局は、申請者の申請において申請者の代理として権限を与えられる人物の氏名と住所を提供することを推奨する。

C. 外国の文書についてはどうか

外国の出版物または文書を、申請の一部として(たとえば化学のセクションの一部として)FDA に提供することができる。外国の出版物または文書を提供する場合は、申請と共にこの情報の英語翻訳も提供しなければならない。¹⁰

D. サンプルのステートメントとは何か

¹⁰ 21 CFR 314.50(g)(2)

申請過程において、FDA が代表的サンプルの提出を要求することがあり得る。一般に、FDA が代表的サンプルを求める場合、それは市場化のために提案される医薬製品、医薬製品の製造に使用される医薬品物質または成分、または参照規準のサンプルである。“Agency”は、そのような要求を行う場合、特に、どのような材料が必要か、代表的サンプルをどのようにして提供するか、および、必要な追加情報について指定する。材料のサンプルの提供が要求される場合、要求される材料と共にステートメントを含めなければならない。

E. 適切性申立書とは何か

前セクションで述べたように、申請者は、FDA によって以前に承認された医薬製品と同じである医薬製品に関して FDA に ANDA を提出することができる。FDG F 18 注射薬とフッ化ナトリウム F 18 注射薬の NDA はすでに承認されているので、これらの 2 つの医薬品の 1 つと同じである PET 製品について ANDA を提出することが可能である(セクション VIII の説明参照)。FDA 規制(21 CFR 314.92)は、「同じ」という用語を、ジェネリック医薬品が、その RLD とまったく同じ活性合成分、投与形式、強度、投与経路、および使用条件を持つことを意味すると定義している。しかし、RLD からの一定の変更は許可される。

申請者の製品が、以下のボックスに記載される方法の何れかにおいて RLD と異なる場合(セクション VIII の製品の説明参照)、それでも ANDA を提出することができるが、このような変更を含めて ANDA を提出する許可を取得するため、適切性申立書の提出が必要である。¹¹

表 1 適切性申立書を必要とする許可される変化

- 強度
- 投与経路
- 投与形式

ANDA の提出または適切性申立書に関して質問がある場合は、Office of Generic Drugs、301-827-5845 に連絡のこと。

¹¹ 21 CFR 314.93。適切性申立書によって、申請承認のために要する時間が長引く可能性がある。参照指定医薬品からの、mCi/mL、総体的な活動と総体的な医薬品内容を含めて、強度の変更が関連する FDG F 18 注射薬に関する承認された ANDA 適切性申立書がある(Docket No. 97P-0432/CPI)。

F. 電子的提出を行うことは可能か

1999年2月に、“Agency”は、電子フォーマットによるNDA受付けが可能であると発表した。電子NDAの提出を希望する申請者を援助するために、FDAは電子NDAの最善の組立て方法を説明する2つのガイダンスを開発し、発行した。これらのガイダンス、“Providing Regulatory Submissions in Electronic Format — General Considerations (電子フォーマットでの規定提出の提供 — 一般的検討事項(1999年1月))”と、“Providing Regulatory Submissions in Electronic Format — NDAs(電子フォーマットでの規制提出の提供 — NDA(1999年1月))”の両方は、インターネットで、Drug Information Branchから入手可能である。

ANDAの一部を電子フォーマットで提出することも可能である。詳細については、FDAの“Preparing Data for Electronic Submission in ANDAs(ANDAの電子的提出に関するデータの作成(1999年9月))”参照。

電子的提出と電子的レビューの詳細については、FDAウェブページの以下のサイトを参照のこと:

<http://www.fda.gov/cder/regulatory/ersr/default.htm>

VII. NDA --- NDA に何を含めなければならないか

このセクションは、“Act”的セクション 505(b)と 21 CFR サブパート B の規制に基づいている。その結果、このセクションは広範な必須事項の表現を含む。この必須事項の表現は、FDA 規制が一定情報の提出を要求するときに使用される。通常、他の文書では、必須事項の表現にはそれに関連する引用が伴うが、ここでは、ガイダンスをユーザーにとってより親しみやすいものにし、わずらわしさを和らげるため、要求事項に伴う各規制の引用は省略されている。

NDA の提出を決定したら、出願フォーム FDA 356h に必要事項をすべて記入し、該当の製品に関するさまざまな情報を“Agency”に提供しなければならない。“Agency”的 2000 年 3 月の PET の安全性と有効性の告示¹⁵に発表された情報が、本書で取り扱われる 3 つの PET 製品に関する 505(b)(2) の承認の基盤となる。

NDA 提出に関する一般的な情報の説明の後、申請の各セクションに記入すべき内容について簡単に説明する。申請のサンプルフォーマットが付録として添付されている。ガイダンスの詳細に関してはサンプルフォーマットを参照のこと。ほとんどのセクションに、申請書にコピーできるボックスで囲まれた本文が提供されている。

NDA を FDA に提出するとき、(1) 公式記録のための記録保管用コピー、(2) 申請評価のために使用されるレビュー用コピー、および、(3) FDA による承認前検査の一部として使用されるフィールドコピー、の 3 つのコピーが必要である。本ガイダンスで、後に、フィールドコピーについての特定の要求事項を説明する。

完成したアプリケーションの送り先¹⁶

Central Document Room
Center for Drug Evaluation and Research
Food and Drug Administration
Park Bldg., Rm. 2-14
12420 Parklawn Dr.
Rockville, MD 20857

NDA の提出は、一般に、カバーレター、申請書、および一連の個別のセクションで構成される。

¹⁵ Federal Register、2002 年 3 月、Volume 65、ページ ____。次の FDA PET インターネットページも参照のこと。
<http://www.fda.gov/cder/regulatory/pet/default.htm>

¹⁶ FDA は現在、電子形式の NDA を受け付けることができる（電子的提出に関する前記参照）。

A. カバーレター

申請は、明確で簡潔な序論を含む署名と日付入りのカバーレターを含まなければならない。カバーレターは申請者のレターヘッド用紙を使用する。以下の情報がカバーレターに含まれていなければならない。

- 上述の申請の目的((リストに示される表示)に関して(PET 医薬品の名称)を市場化するために NDA の承認を取得すること)
- 提出の様式(この場合の申請は 505(b)(2)NDA になると考えられる)
- 申請者の名称、職位、署名および住所
申請者は申請または簡易申請を提出する人物である。承認された申請または簡易申請を所有する人物も含む。通常、申請者の氏名、職位、署名および住所は、責任ある職責にある者のもととする。概して、商業製造業者は、規制業務部門の従業員に、代表として申請を提出させる。この人物が責任ある職責の役割を果たす。
- 提案される医薬製品の一般名称と独占権の名称(該当する場合)。これらの 3 つの PET 医薬製品の独占権の名称または商品名を申請時に提供する必要はない。しかし、一般名称は必要である。一般名称は医薬製品のジェネリック名称と呼ばれることが多い。本ガイドラインの PET 医薬製品について、一般名称は、(1) フルデオキシグルコース F 18 注射薬、(2) アンモニア N 13 注射薬、および(3) フッ化ナトリウム F 18 注射薬である。
- 提出ボリューム数
申請のサイズによって、取扱いを容易にするため、申請を別々のボリュームに分割することができる。

B. 申請フォーム

申請フォームはフォーム FDA 356h (セクション VI 参照)である。このフォームは申請者または責任者が完了し、署名しなければならない。

フォームは次の 7 つの主要セクションを含む: (1) 申請者情報、(2) 製品の説明、(3) 申請情報、(4) 状況情報、(5) 規制に基づく個別項目、(6) 証明、および(7) 責任者の署名。これらのセクションの各々について、以下の各項で説明する。

1. 申請者情報

このセクションでは、申請者に関する、氏名、住所、電話番号およびファックス番号などの一般情報が必要である。特定のセクションが適用されない場合は “NA” (適用なし)と記入する。

2. 製品の説明

下表は、これらの 3 つの PET 医薬品に関するフォーム FDA 356h の「製品の説明」のセクションで使用できる製品説明の例を示す。

表 2 製品説明の例

| | |
|---------|---|
| 一般名称: | フルデオキシグルコース F 18 注射薬(またはアンモニア N 13 注射薬またはフッ化ナトリウム F 18 注射薬) |
| 独占権の名称: | 独占権の名称を記入する(または "none(なし)" とする)。 |
| 投与形式: | 注射薬 |
| 強度: | 合成最後(EOS)参照時間における mCi/mL 単位の医薬品物質範囲の量を示す。 |
| 投与経路: | 静脈注射 |

3. 申請情報

このセクションでは、提出する申請のタイプ(NDA または ANDA)に関する情報が必要である。¹⁷

- o 最初のボックスで該当の申請タイプにチェックする(NDA)。
- o 次のボックスで、NDA の 505(b)(2) のタイプの提出を確認する。
- o ANDA のボックスに、“NA”と記入する。
- o “Type of Submission (提出の様式)” の項で、該当の様式にチェックする。本ガイドラインで取り扱われる 3 つの医薬品に関して、“Original Application (最初の申請)” にチェックする可能性が高い。
- o “Reason for Submission (提出の理由)” の項に、「以前に提出したことのない新規申請を完了する」と記入する。

¹⁷ BLA(Center for Biologic Evaluation and Research(医療品評価研究センター)に提出される生化学的医薬品用)はこれらの PET 医薬品には適用されない。

- “Proposed Marketing Status (提案される市場化状況)” の項で、“Prescription Product(処方箋製品)” にチェックする。

4. 状況情報

要求される情報を提供する。スペースが不十分な場合は追加シートを添付する。

次の “Cross References(相互参照)” の項で、別の申請に言及することができる。たとえば、調査用新規医薬品申請(IND)、NDA または ANDA、または医薬品マスターファイル(DMF)を参照することができる。別の申請または DMF を参照する場合は、この “Cross Reference” のセクションに参照された文書の番号を記載しなければならない。

5. 規制に基づく個別の項目

これはフォーム FDA 356h の最も長く、最も詳細な部分である。このセクションの個別の項目については以下のセクション C で詳細に説明する。

6. 証明

このセクションは個別の項目に統一してフォーム FDA 356h の最後になる。申請者は、提供している情報が申請者の知る限り真実であるという証明を FDA に提供する。申請者は必要に応じて申請の特定の部分を更新し、必要な安全レポートを提出することに同意する。最終的に、この証明は、申請者がすべての適用法律および規制に適合することに同意することを示す。

o 現行の薬品の製造に関する規則

“Modernization Act” のセクション 121 によって指示されるように、FDA は PET 医薬品に関する現行の薬品の製造に関する規則(CGMP)の要求事項を開発している。将来は、フォーム FDA 356h は、PET の現行の薬品の製造に関する規制に適合するための PET 医薬品産業の必要事項を反映するように変更されるであろう。そのときまで、申請者は申請時に以下のステートメントを提供する。

(申請者の氏名)は、(医薬品の名称)の混合、製造、加工、梱包、テスト、および保管に使用される方法と、そのために使用される設備とコントロールが、ポジトロン放出断層撮影法の混合規準と United States Pharmacopeia(米国薬局方)の公式モニグラフに適合しており、今後も引き続き適合することを証明する。

7. 責任者の署名

責任者は、“Certification(証明)” のセクションで提供される情報を読み、理解した後、申請書に署名をし、追加の慣例的な情報を提供する必要がある。

C. 申請フォームの個別の項目

以下の説明は、フォーム FDA 356h の 2 ページにある NDA の個別の項目に関するものであり、規制の特定の要求事項(21 CFR 314.50)に基づいている。各項目で、申請に含まれるべき情報に関して説明し、推奨を行う。

すべての申請者は、2 ページの項目のリストに従って申請書を完成させなければならない。このリストは以下の説明に対応しており、申請の情報を組織化し、位置づけするためのロードマップとして、何が含まれるべきか、何が使用されるべきかを明示する。付録のフォーム FDA 356h に関して提案されるフォーマットも参照のこと。当局は、このガイダンスで取り扱われている PET 医薬製品の各々に関するサンプル NDA 申請書を用意している。

1. 目録

提出に関する目録を提供する。申請の個別のセクション(すなわち、このリストの項目)と各ボリュームの各セクション(該当する場合)は、仕切りによって分け、タブを付けなければならない。ページは、ボリューム 1 の最初のページから最後のボリュームの最後のページまで順に番号を付けなければならない(すなわち各ボリュームはページ 1 から始まってはならない)。

2. ラベリング

申請には、4 部のドラフト製品ラベルと、医薬製品のための全ラベリングが含まれなければならない。「製品ラベリング」という用語は、パッケージのインサート、バイアルラベル、およびカートンラベリングを含む総称である。本ガイダンスで取り扱う PET 医薬品の各々に関する製品ラベリングのサンプルフォーマットが別添の付録として含まれている。これらのサンプルフォーマットは製品ラベリングを提出するためのすべての必要情報を含み、特定の申請に容易に適合させることができる。FDG F 18 注射薬、アンモニア N 13 注射薬、およびフッ化ナドリウム F 18 注射薬のラベリングのサンプルフォーマットに関する付録参照。

FDA が NDA を承認した後は、最終印刷ラベリング(FPLとも呼ばれる)12 部を、公式記録の一部として FDA に提出する必要がある。最終印刷ラベリングのコピーは、承認過程の一部としてさまざまな FDA オフィスに送られる。

3. 概要

申請者は申請の概要を提出しなければならない。概要是、医薬製品の名称、表示のリスト、PET の安全および有効性告示への依存を述べる簡単なステートメントとすることができる。これが FDA 承認に必要な安全性と有効性決定の基盤となる。

次に、3つの表示のすべてに関する FDG F 18 注射薬申請の概要の例を示す。

(申請者の氏名)は、FDA の PET 安全性および有効性告示に従って、以下の表示に関して、フルデオキシグルコース F 18 注射薬に関し、連邦食品医薬品化粧品法の 505(b)(2) の規定に従って、この新規医薬品申請を提出する。

1. FDG F 18 注射薬は、他のテスト形態によって発見される既知のまたは疑われる異常を持つ患者、または既存の癌の診断を持つ患者の悪性腫瘍の評価を助けるグルコース代謝異常の検定のため、ポジトロン断層(PET)画像法で表示される。
2. FDG F 18 注射薬は、残余グルコース代謝と心筋収縮機能の逆転ロスでの左心室心筋の識別のために、心筋灌流画像法と共に使用されるとき、冠状動脈疾患と左心室機能障害を持つ患者において、ポジトロン放出断層撮影(PET)画像法で表示される。
3. FDG F 18 注射薬は、癲癇性発作の病巣と関連するグルコース代謝異常の部位の識別のために、患者においてポジトロン放出断層撮影(PET)画像法で表示される。

次に、アンモニア N 13 注射薬に関する申請の概要の例を示す。

(申請者の氏名)は、FDA の PET 安全および有効性告示に従って、アンモニア N 13 注射薬に関する連邦食品医薬品化粧品法のセクション 505(b)(2) の規定に従い、この新規医薬品申請書を提出する。アンモニア N 13 注射薬は、疑われるまたは既存の冠状動脈疾患を持つ患者の心筋灌流を評価するために、安静または薬理学的ストレス条件のもとで、心筋のトポジトロン放出断層撮影(PET)画像法に対して表示される。

次に、フッ化ナトリウム F 18 注射薬に関する申請概要の例を示す。

(申請者の氏名)は、FDA の PET 安全および有効性告示に従って、フッ化ナトリウム F 18 注射薬に関する連邦食品医薬品化粧品法のセクション 505(b)(2)の規定に従い、この新規医薬品申請書を提出する。フッ化ナトリウム F 18 は、変更された骨形成活動の領域を限定するため、骨画像解析薬品として、トポジトロン放出断層撮影(PET)画像法に対して表示される。

4. 化学のセクション

別添の付録として、本ガイダンスで取り扱う 3 つの PET 医薬製品の各々について、化学のセクションに関するサンプルフォーマットを提供している。これらの PET 医薬品の製造に関して申請の中で情報およびデータを提供するためにこれらのサンプルフォーマットを使用することができる。

化学のセクションに関して疑問が発生した場合は、Center for Drug Evaluation and Research(医療品評価研究センター)の Division of Medical and Radiopharmaceutical Drug Products、(301) 827-7510 に連絡のこと。

5.-12. セクション 5 から 12

これらのセクションに関してそれほど多くの情報を供給する必要はない。FDG F 18 注射薬、フッ化ナトリウム F 18 注射薬、またはアンモニア N 13 注射薬に関する NDA の FDA 承認のために必要な安全性と有効性の決定基盤として、PET 安全性および有効性告示を参照するステートメントを提供する必要がある。さらに、小児科医の査定に関するステートメントを提供する必要がある。以下で両者について説明し、サンプルのステートメントを提供する。

次に、NDAに関する基盤として PET 安全性および有効性告示を参照するステートメントのサンプルを示す。
該当の PET 医薬品の名称を記入すること。

(医薬品の名称)に関する本 NDAについて、以下のセクションに関する情報の要求事項は、PET 安全
および有効性告示を満たす。

臨床薬理学および毒物学

人類薬物動態論およびバイオアベイラビリティ

臨床データ

安全性更新レポート

統計セクション

ケースレポート表作成

ケースレポートフォーム

PET 安全性および有効性告示は、FDA が、この PET 医薬品の承認のための証拠が、上述の表示に
に関する安全性と有効性の FDA による決定を含むとみなすであろうと述べている。

新しい活性成分、新しい投与形式、新しい投薬養生法、新しい処方開発、新しい投与経路、および新
しい表示のために、通常小児科医の査定が必要である。¹⁸ しかし、現時点では、本ガイダンスで取り扱う
PET 製品と表示に関して、以下のステートメントに類似するステートメントのみ含める必要がある。

次に、FDG G 18 注射薬とアンモニア N 13 注射薬の小児科医査定に関するステートメントの例を示す。
該当の PET 医薬品の名称を記入すること。

PET 安全性および有効性告示は、告示に記載される表示に関して、(PET 医薬品の名称)のラベルリン
グに小児科医査定に関する十分な情報があると述べている。

¹⁸ 21 CFR 314.50(d)(7);21 CFR 314.55

フッ化ナトリウム F 18 注射薬に関するステートメントは多少異なる。次に、フッ化ナトリウム F 18 注射薬の小児科医査定に関するステートメントを示す。

PET 安全性および有効性告示は、フッ化ナトリウム F 18 注射薬に関する小児科医査定は、この時点で延期されると述べている。

13. - 14. 特許証明書と独占権ステートメント

505(b)(2)のNDAを提出する申請者は、承認が求められる PET 製品の特許および独占権保護に関する情報と、同じ医薬品に対して承認された NDA に関する特許または独占権に関連する特許証明書および独占権ステートメントについての情報を提出しなければならない。これらの 2 つの項目に関する詳細な情報と、申請で提供する必要のあるステートメントの例を次に示す。

承認が求められる PET 製品に関する保護は以下の通りである。

○ 特許情報

NDA を提出する申請者は、医薬製品に関する申請者またはその他の者が保持する特許の特許番号と満了日を "Agency" に提出しなければならない。¹⁹ 医薬製品(処方開発、配合)、医薬品物質(活性成分)、または、医薬製品の使用に関する表示などの使用方法に関する特許について情報を提供しなければならない。²⁰ 処方開発、配合または使用方法に関する特許は、以下のような署名入りの宣言が伴わなければならない。

署名者は、特許 No. ____ が、(医薬製品の名称)の処方開発、配合、または使用方法に関する特許を有する者であることを宣言する。この製品は、(現在、連邦食品医薬品化粧品法のセクション 505に基づいて承認されており) [または] (承認が求められるこの申請の対象)である。(署名)

○ 独占権の主張

¹⁹ 21 CFR 314.53

²⁰ 製法特許情報を FDA に提供してはならない。申請が承認される場合、特許情報は「オレンジブック」に公表される。

FDAは、NDAの過程を通して承認された一定の医薬製品に関して3年から5年の市場化独占権を許諾することができる。たとえば、新しい化学企業体に関して、FDAによって5年の市場化独占権が許諾される。申請者によって、または申請者のために新規臨床研究が実施され、NDAの承認にとってそれが不可欠である場合、または新しい表示などのように、NDAの補足となる場合、3年の独占権が許諾される。3年または5年の独占権の資格があると考えるNDA申請者は、独占権主張の根拠を説明する情報をNDAに含めなければならない。²²

同じPET医薬品に関して他の承認されたNDAに適用される保護

○特許証明書

505(b)(2)を提出する申請者は、特許証明書の提出を要求される。特許証明書の必要性は、同じ医薬品について承認されたANDAに関する、「オレンジブック」に記載される特許によって異なる。²³ FDG F 18注射薬とフッ化ナトリウム F 18 注射薬は現在「オレンジブック」に記載される特許に含まれていないので、「関連特許無し」証明書のみ提供する必要がある。²⁴

次に、FDG F 18 注射薬とフッ化ナトリウム F 18 注射薬に関して使用することができる「関連特許無し」証明ステートメントの例を示す。

(出願者の氏名)の見解では、その知る限りにおいて、この申請において言及されるリストの医薬品について主張される、またはリストの医薬品の使用が主張される特許はない。

将来、これらのPET医薬製品に関する追加申請が承認される場合、これらのPET医薬製品の特許状態が変化する可能性がある。特許情報は、「オレンジブック」とその補足の「特許および独占権情報付録」の最新情報で確認しなければならない。

○独占権のステートメント

505(b)(2)の提出と承認は、承認された製品に許諾される独占権によって影響されることがある。フルデオキシグルコース F 18 注射薬とフッ化ナトリウム F 18 注射薬は承認されたPET医薬製品であるが、現在市場独占権は適用されていない。市場独占権が適用されていないため、NDAで非独占権ステートメントを提供しなければならない。²⁵ 次に、FDG F 18 注射薬またはフッ化ナトリウム F 18 注射薬に関するNDAで使用することができる非独占権ステートメントのサンプルを示す。

²¹ 21 CFR 314.108 参照。

²² 21 CFR 314.50(i) 参照。

²³ 特許証明書に関する追加情報は 21 CFR 314.50(i) で見ることができる。

²⁴ 21 CFR 314.50(i)(1)(ii)

²⁵ 21 CFR 314.107(d) 参照。

刊行物、“Approved Drug Products with Therapeutic Equivalence Evaluations(治療法上同等の評価を持つ承認済み医薬製品(オレンジブック))”に従って、参照記載の医薬品は、“Act”的セクション 505(c)(3)(D)に基づく市場化独占権の期間を許諾されていない(21 U.S.C. 355(c)(3)(D))。

将来、これらの PET 医薬製品に関する追加申請が承認されたとき、これらの PET 医薬品の独占権の状況が変化することがあり得る。独占権情報は「オレンジブック」およびその補遺の “Patent and Exclusivity Information Addendum(特許および独占権情報の補遺)” の最新情報で確認しなければならない。

15. 体制の説明

フォーム 356h に関するこの項目は、Center for Drug Evaluation and Research に提出される医薬品申請には適用されない。

16. 除外証明

除外証明および有罪の決定ステートメントを提供しなければならない。説明と例を下記に示す。

○ 除外証明

1992 年 6 月 1 日現在で、NDA は、申請者が、それらの申請の提出に関連して、“Act”的セクション 306(a)または(b)に基づいて(21 U.S.C. 355a(a)または(b))除外される人物のサービス(資格を問わず)を使用しなかった、または今後使用しないことの証明書を含まなければならない。²⁶

除外とは、医薬品の開発または承認に関連する重罪または軽罪の有罪が決定された個人または会社が、申請者または製造業者に一定のサービスを提供するのを禁止するために“Agency”によって使用される管理手順である。通常、除外される者は、医薬品申請の提出に関連する不正手段の有罪が決定された個人または会社である。

除外証明書は申請者による自己査定である。申請者に必要なのは、除外と、除外に至る犯罪の有罪決定に関するステートメントを証明書に含めることだけである。

次に、NDA で使用できる除外証明書の例を示す。

私、(申請者の氏名)は、私または我々が、この申請に関連して、Federal Food, Drug, and Cosmetic Act のセクション 306 に基づいて除外される人物の、いかなる資格でのサービスも使用しなかったことを、そして使用しないことを証明する。

²⁶ 除外された個人または企業を使用した場合は、申請の承認が排除される。

- 有罪の決定

申請が NDA である場合は、有罪の決定に関する情報またはステートメントは不要である。

17. フィールドコピー証明書

NDA のフィールドコピーは、PET センターによる承認前調査の間に、FDA フィールド調査員によって使用される。フィールドコピーは、NDA の化学のセクション、申請フォーム、および概要を含まなければならない。申請者は、それが申請の記録保管用コピーとレビュー用コピーに含まれる情報の正確なコピーであることを証明しなければならない。

次に申請者が使用できるフィールドコピー証明書の例を示す。

(申請者の氏名)は、フィールドコピーが、21 CFR 314.50(d)(1)に記載され、申請の記録保管用コピーおよびレビュー用コピーに含まれる申請書の技術セクションの真実のコピーであることを証明する。

フィールドコピーに関して疑問が発生した場合は、Center for Drug Evaluation and Research の Office of Compliance、(301) 594-0054 に連絡のこと。

18. ユーザー料金カバーシート(フォーム FDA 3397)

NDA に関して、

- ユーザー料金カバーシートを取得する(フォーム FDA 3397 - rev 5/98)(付録のサンプルフォーマット参照)。²⁷
- ボックス 1 から 4 まで、および 6 を完了する(5 および 7 はスキップする)。
- ボックス 8 の Yes にチェックし、PET 安全および有効性告示に従って申請料金の権利が放棄されたことを記入する。
- フォームに署名し、日付を入れる。
- フォーム FDA 356h にカバーシートを含める。

²⁷ ユーザー料金カバーシートはインターネットから取得することができる。ウェブアドレスは www.fda.gov/cder/pdufa/default.htm。“Others” の項目をクリックすると、オプションの 1 つが “User Fee Cover Sheet(ユーザー料金カバーシート)” になる。

19. その他

○ 財政開示

これらの PET 医薬品に関する安全性と有効性の決定は、申請書の提出を裏付けるための臨床実験に基づくのではなく、“Agency”による文献のレビュー、または、承認済みの申請に関する以前の“Agency”的所見に基づくので、これらの申請に財政開示フォーム(フォーム FDA 3455)を含める必要はない。さらに、FDG F 18 注射薬、アンモニア N 13 注射薬およびフッ化ナトリウム F 18 注射薬の申請の一部としての、臨床調査員による財政証明書と開示ステートメント(21 CFR パート 54)は不要である。

○ サンプルのステートメント

申請過程において、FDA が代表的サンプルの提供を要求する可能性がある。一般に、FDA が代表的サンプルを要求するのは、市場化について提案される医薬製品、医薬製品の製造に使用される医薬品物質または成分、または参照規準のサンプルである。“Agency”がそのような要求を行う場合は、特に、要求される材料の種類、代表的サンプルの提供方法、および必要なその他の情報が指定される。材料のサンプルの提供が要求される場合、要求される材料と共にステートメントを含めなければならない。

次にサンプルのステートメントの例を示す。

FDA の要求に応じて、(申請者の氏名)は以下の代表的サンプルを提出する。

- 市場化のために提案される医薬製品
- 医薬製品の製造に使用される医薬品物質または成分
- 参照規準

VIII. ANDA --- ANDAに何を含めなければならないか

ガイダンスのこのセクションは、“Act”的セクション 505(i)および 21 CFR314 サブパート C の規制に広範囲に基づいている。その結果、このセクションは広範な必須事項の表現を含む。この必須事項の表現は、FDA 規制が一定情報の提出を要求するときに使用される。通常、他の文書では、必須事項の表現にはそれに関連する引用が伴うが、ここでは、ガイダンスをユーザーにとってより親しみやすいものにし、わずらわしさを和らげるため、要求事項に伴う各規制の引用は省略されている。

ガイダンスのこのセクションでは、ANDA の内容とフォーマットについて説明する。申請される医薬品がすでに承認された NDA と同じである場合(たとえば FDG F 18 注射薬またはフッ化ナトリウム注射薬)、ANDA を提出することになることが多い。当局は、一般情報を提供した後、ANDA の各セクションに記述すべきことを詳細に説明する。PET 医薬品に関する化学のセクションの内容とフォーマットに関するサンプルフォーマットは別添の付録に示される。

ANDA の提出要求事項の実行を開始する前に、申請する製品が参照指定医薬品 (RLD)と同じであるかどうか、確認する(表 3 参照)。多少の違いは許可される。それについては後述する。

表 3 製品の説明

FDG F 18 注射薬

| | |
|-----------|--|
| 活性合成分 | 2-Deoxy-2[18F]fluoro-D-glucose |
| 不活性合成分 | フッ化ナトリウム注射薬、USP(注射薬用の水中的 9 mg/mL 塩化ナトリウム(WFI)) |
| 投薬形式 | 注射薬 |
| 比放射能 | キャリア添加なし |
| 強度(放射能濃度) | EOS(合成最後)で 4-40 mCi/mL* |
| 浸透圧重量モル濃度 | 等張 |
| pH | 5.5 - 7.5 |
| 投与経路 | 静脈注射 |

* mCi/mL、合計活動度と合計医薬品含有量を含めて、参照指定医薬品からの強度の変更に関する承認された ANDA 適切性申立書がある(Docket No. 97P-0432/CPI)。